

令和2年度

登米市老人保健施設事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月3日提出〕

宮城県登米市

議案第23号

令和2年度登米市老人保健施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度登米市老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 利用定員数	入 所	通 所	
	75人	30人	
(2) 利用者数	入 所	通 所	居 宅
	24,820人	7,084人	240人
うち短期入所者数	3,285人		
(3) 一日平均利用者数	入 所	通 所	居 宅
	68人	23人	1人
うち短期入所者数	9人		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 老健事業収益	451,128千円	
第1項 事業収益	428,746千円	
第2項 事業外収益	22,382千円	
	支 出	
第1款 老健事業費用	469,272千円	
第1項 事業費用	457,459千円	
第2項 事業外費用	10,813千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 資本的収入	44,355千円	
第1項 出資金	41,355千円	

第7項 他会計負担金	3,000千円
	支 出
第1款 資本的支出	44,355千円
第1項 建設改良費	3,000千円
第4項 償還金	41,355千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 316,090千円

(2) 交際費 29千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、19,237千円と定める。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣